

建設業法令遵守について

中部地方整備局
建政部 建設産業課

目次

1. 建設業法の概要（P.2～P.6）
2. 建設業法令遵守の推進（P.7～P.13）
3. 建設業法令遵守ガイドライン（P.14～P.41）
4. その他（P.44～P.47）

1. 建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

（2以上の都道府県に営業所を設置）

都道府県知事許可

（1の都道府県のみ
に営業所を設置）

29業種
（土木工事・建築工事等）

特定建設業許可
（4,000万円以上の
下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可
（特定建設業以外）

主な許可の要件

経營業務管理責任者の設置

（許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない）

営業所専任技術者の設置

（営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない）

その他、財産的基礎を有していること等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置
（4,000万円以上の
下請契約を結ぶ工事）

主任技術者の設置
（全ての建設工事）

技術者の専任配置

（公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合）

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び
監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため 不適格な者に対する処分

（請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等）

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
（公共工事の入札に参加しようとする建設業者）

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

（建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置）

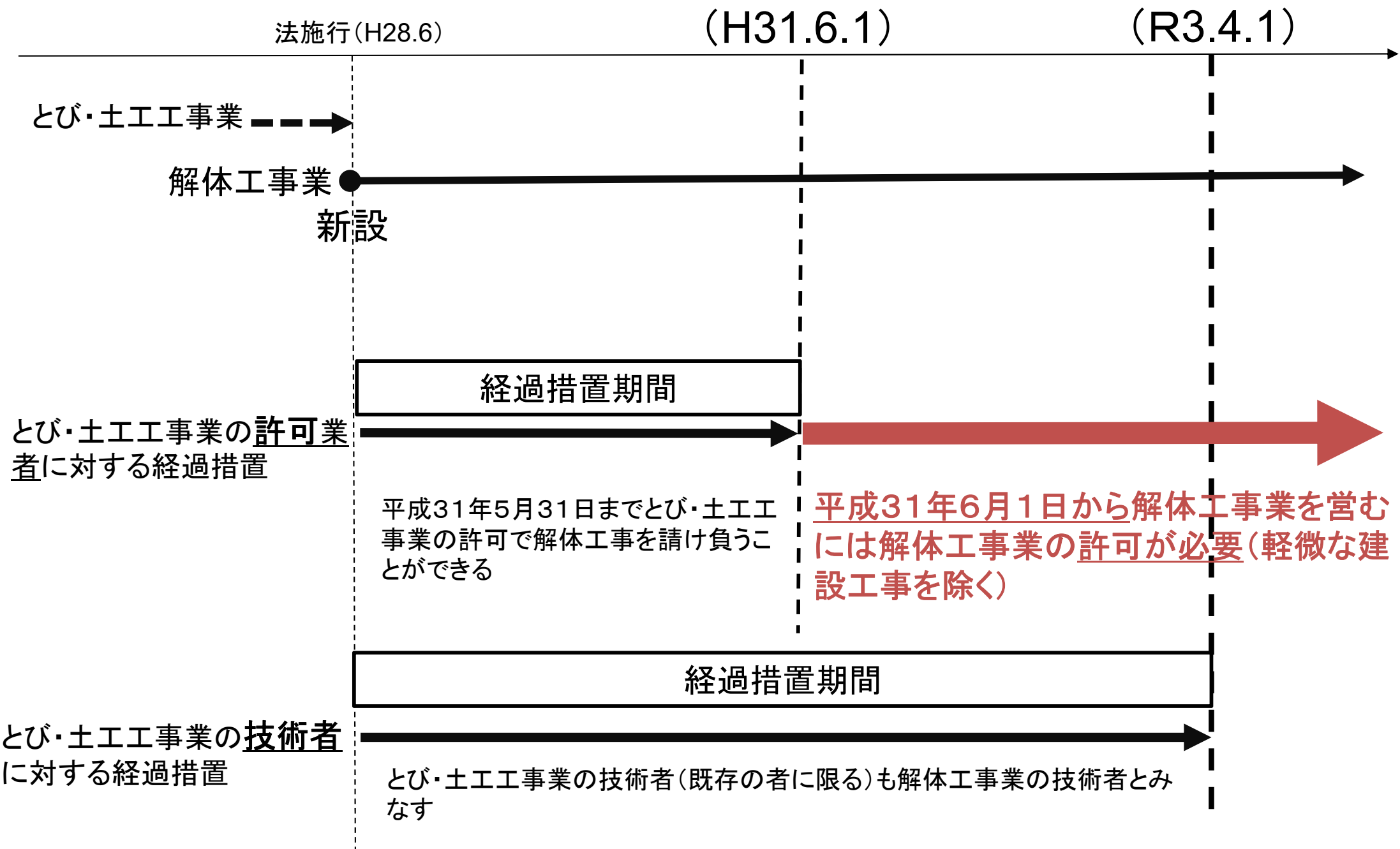
- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

現行29業種区分の内容(1/2)

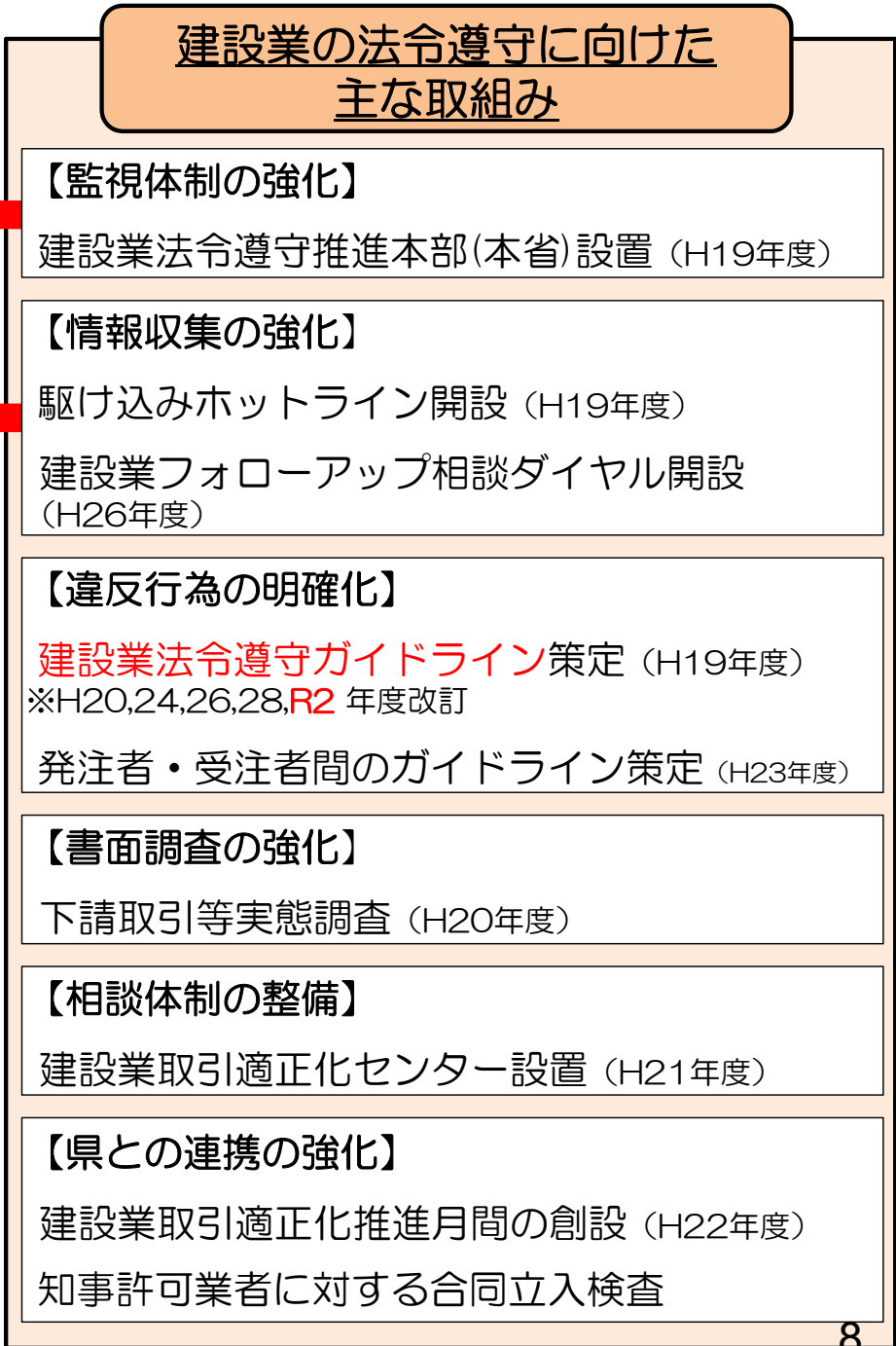
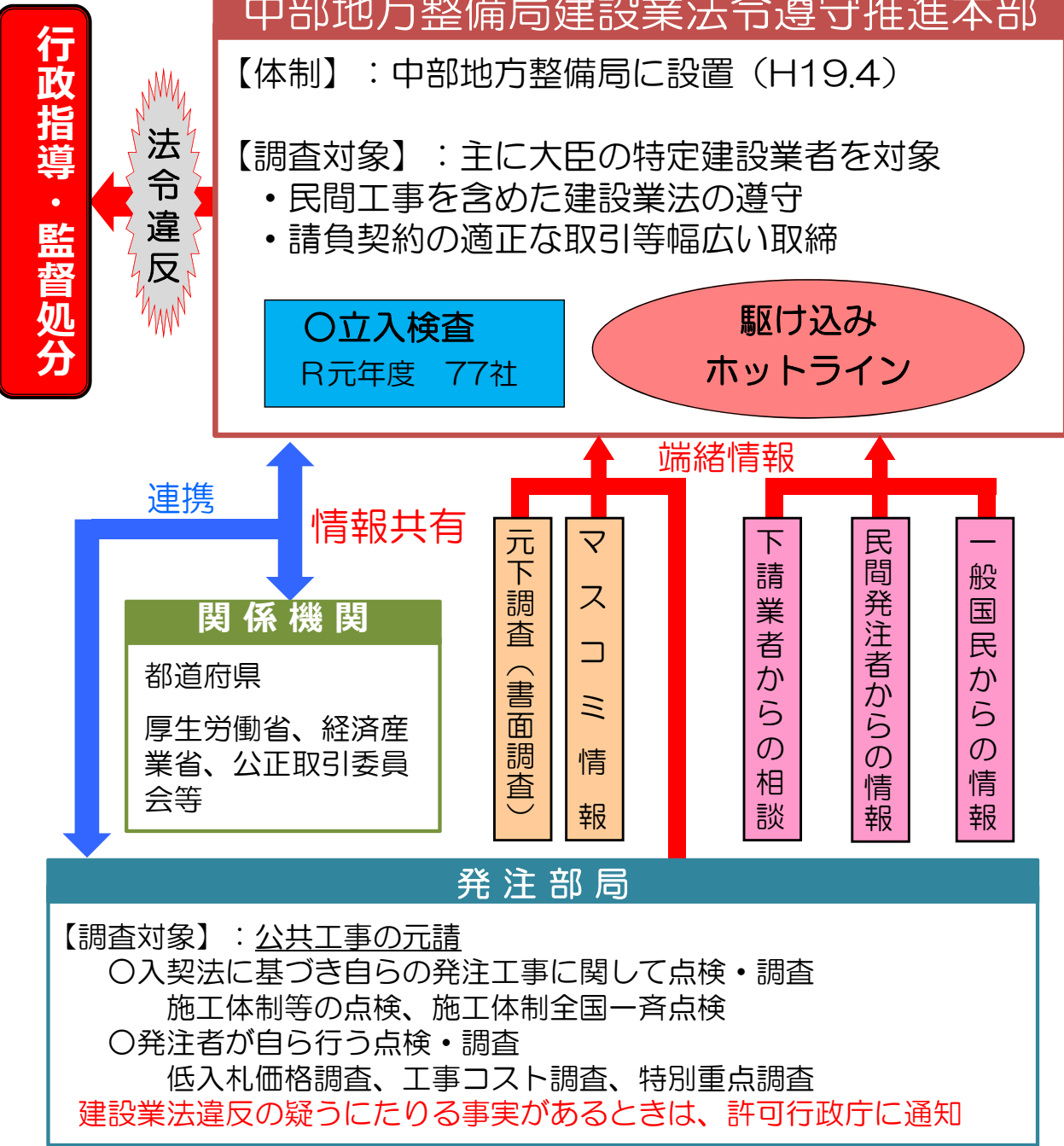
建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、(工作物の解体※)等を行う工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
	ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	二) コンクリートにより工作物を築造する工事	二) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行29業種区分の内容(2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設置工事、データ通信設置工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事 (H28.6施行)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事



2. 建設業法令遵守の推進



◆立入検査の実施件数（大臣許可業者）： 66件
（知事許可業者）： 11件 } 合計 77件

◆建設業者に対する監督処分の件数： 1件

指示処分：0件 営業停止処分：1件 許可取消：0件

◆建設業者に対する文書による行政指導の実施件数：24件

内訳： 契約書不備不作成 16件、支払い遅延 11件、
施工体制台帳・体系図不作成 3件など

◆駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数：497件

内訳： 法令違反疑義 26件、苦情・相談 421件、不払い相談 50件

指導・助言・勧告

監督行政庁が建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為です。

指 示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正、再発防止のため建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

過去の監督処分事例

違反内容

処分内容

建設業の許可更新申請にあたり、虚偽の申請をして許可を受けたことにより、法人及び役員に対する罰金刑が確定した。

許可の取消

経営事項審査において、完成工事高を水増し計上し、その結果を用いて公共工事の入札参加申請を行った。

営業停止
(45日間)

資格要件を満たさない者(在籍出向者)を主任技術者として配置していた。

営業停止
(15日間)

施工体系図に虚偽の記載をした。

営業停止
(7日間)

無許可業者と政令で定める金額以上の下請契約を行った。

営業停止
(7日間)

工事関係者が現場の事故で負傷したことにより役職員が労働安全衛生法違反による略式命令を受け、その刑が確定した。

指示処分

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ①

事案の概要

見積書を提出後、工期が迫っていたため契約金額を決めないまま工事着手。注文書発行を依頼するも発行されないまま工事が完成。請求書を提出したところ、見積金額から30万円差し引かれた額で支払われる。相手は見積金額から30万円引いた額を査定金額と決定したと主張。

工事施工中に見積書に含まれていない工事内容が発生したため、工事完了後に追加工事分としての変更契約の申し出をしたが、元請からは図面から読み取れる範囲であるとして追加工事として認めてもらえなかった。

問題点の整理と本来取るべき対応

金額の合意・書面締結がないまま工事に着手してしまった。



工事着手前に書面で合意しておく必要がある。

追加工事に該当するか（当初契約に含まれるか）どうか、確認せずに施工してしまった。



追加の工事内容が発生した場合には、その都度書面に基づき変更契約の範囲となるか否か及び変更金額について合意しておく必要がある。

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ②

事案の概要

支払時に一方的な相殺をされる。（応援作業員の費用、廃棄物処理費、施工不良の手直し費用・損害金…など）

直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者（在籍出向者）を主任技術者又は監理技術者として配置している。

問題点の整理と本来取るべき対応

相殺にあたり、事前に相手の合意を得ていなかった。



後日相殺する項目については、事案発生時に相殺の有無や金額について、書面で合意しておく必要がある。

建設業法の理解が不足していた。



技術者制度を正しく理解し、適正な資格を有する技術者を配置する。複数人で確認する。

3. 建設業法令遵守ガイドライン

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

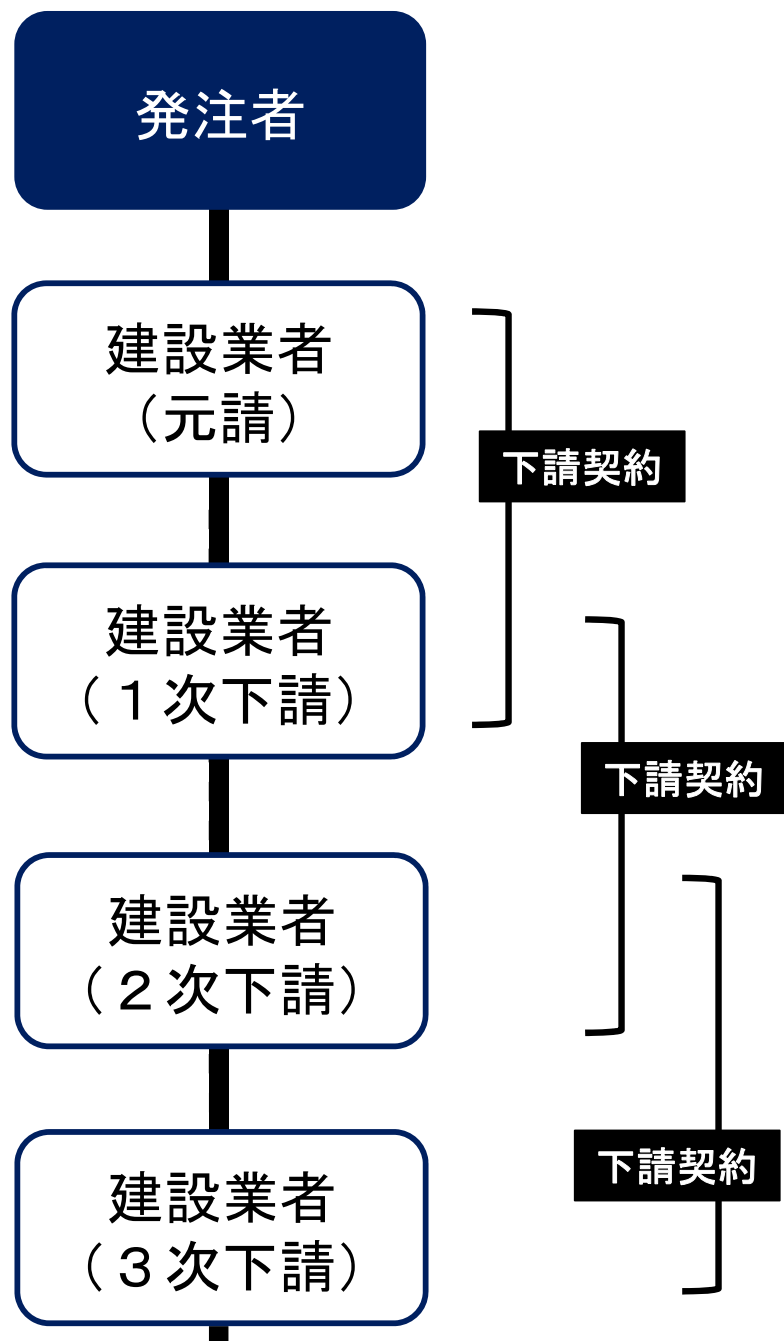
2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - (1) 当初契約（建設業法第18条、**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**）
 - (2) 追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
- 3. 工期**
 - (1) **著しく短い工期**（建設業法第19条の5）
 - (2) 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - (3) 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
8. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
9. 下請代金の支払
 - (1) 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
 - (2) **支払手段**（建設業法第24条の3第2項）
10. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）
- 11. 不利益取扱いの禁止**（建設業法第24条の5）
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 13-2 社会保険・労働保険について（社会保険への加入）
- 13-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）



発注者

＝建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の
注文者(建設業法第2条5項)

元請負人

＝それぞれの下請契約における注文者で
建設業者であるもの(同上)

下請負人

＝それぞれの下請契約における請負人(同上)

※下請契約＝建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と
他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部に
ついて締結される請負契約(法第2条第4項)。

いわゆる元下契約、下下契約全てが「下請契約」となる。

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(1/5)

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行される。これに伴い、**元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。**

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等（改正法第20条の2関係）

【改正法第20条の2】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

（※）国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、**契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組み**を構築したもの。

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

- **元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合（新設）**

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(2/5)

○改訂の概要

2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）

【改正法第19条第1項第4号】

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されていることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、**請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすることにより、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。**

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して書面に記載すべき事項として、**第4号を追加**する記述を行った。

【建設業法上違反となる行為事例】

○ **下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合**

※その他の改正内容（法第20条第1項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第20条第1項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮することの記述**を行った。

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(3/5)

○改訂の概要

3. 工期

(1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、**建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止**することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第176号、令和2年9月30日）参照）

【改訂内容】

20・21頁参照

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① **元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合**
- ② **下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合**
- ③ **工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合**

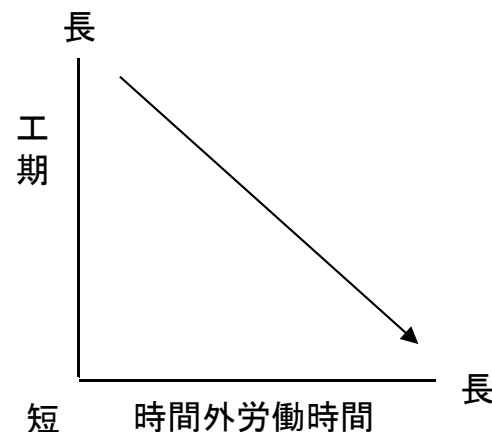
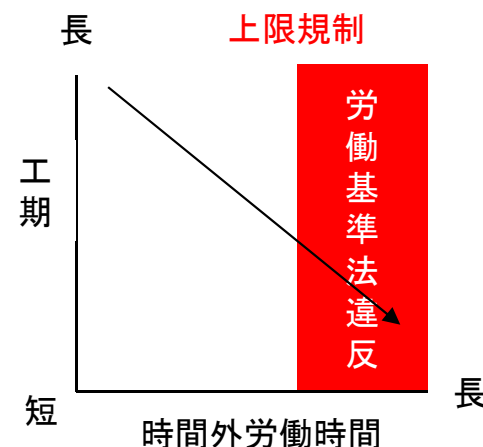
著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）①

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】


【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)


通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ○ 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件 | ○ 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容 |
| ○ 締結された請負契約の内容 | ○ 当該工期を前提として請負契約を締結した事情 |
| ○ 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方 | ○ 当該工期に関する元請負人の考え方 |
| ○ 過去の同種類似工事の実績 | ○ 賃金台帳 |
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ③ 契約締結された工期が、**下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

○改訂の概要

9. 下請代金の支払

(2) 下請代金の支払手段（改正法第24条の3第2項）（新設）

【改正法第24条の3第2項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要性が生じ、借入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。

【改訂内容】

これまでも、平成28年12月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成29年3月に本ガイドラインを改訂し、「12-4 支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第24条の3第2項が規定されたことを踏まえ、新たに「**下請代金の支払手段**」に関する項目を設け、改めて、**下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性**について記述した。

また、引き続き、上記の平成28年12月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ① **下請代金の支払を全額手形払いで行う場合**
- ② **労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合**

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(5/5)

○改訂の概要

11. 不利益取扱いの禁止（改正法第24条の5）（新設）

【改正法第24条の5】

元請負人は、当該元請負人について第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3第1項（下請代金の支払）、第24条の4（検査又は引渡し）又は第24条の6第3項若しくは第4項（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為があるとして**下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）**、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない」

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、**建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。**

【改訂内容】

改正法第24条の5を踏まえ、新たに「11. 不利益取扱いの禁止（第24条の5）」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① **下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合**
- ② **下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合**

I-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

工事内容のほか、契約約款
や支払条件等も含めて提示

あの工事、
いつもの通りで
見積ってくれ。

いつもの通りと
言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？

下請負人

元請負人

建設業法 第20条第3項

I-2 工程の細目ごとに見積り

工程の細目を明らかにし、建設工事の見積もりを行うよう努めなければなりません



下請負人

下請負人が明らかにする内容として

建設工事の見積内容に
「工事の工程ごとの作業及び
その準備に必要な日数」が追加。



元請負人は、下請契約の締結に際して、
その見積内容を考慮

建設業法 第20条第1項

I-3 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

注文者が事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼす事象については、契約締結前までに情報の提供しなければなりません



建設業法 第20条の2

I-4 適正な見積期間の設定

下請負人が見積もりを行うに足る期間を設けなければなりません



Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

- | | |
|---|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

①分別解体の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化するための施設の名称及び所在地 ④再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | | | |
|---|-----------|---|--------|
| ① | 請 負 契 約 書 | | |
| ② | 注文書・請書 | + | 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 | + | 基本契約約款 |

Ⅱ-2

契約書に記載すべき事項②

工事を施工しない日や時間帯の定めをしたときには、契約書面に明記しなければなりません

土・日・祝日は、
休みにしませんか？

元請負人

わかりました

建設業法 第19条第1項第4号

Ⅱ-3 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項

Ⅲ

著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません



※「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設業法 第19条の5

IV 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

V

不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

VI やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

VII 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません



建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

VIII

下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払いを受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、第24条の6

IX

下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

現金でお支払い
します



元請負人



下請負人

従業員の給料支払いも
あるので、
助かります

建設業法 第24条の3第2項

X

割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の6第3項

XI

不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

通報したから
取引は停止だ

元請負人

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

建設業法 第24条の5

XII

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った
新築住宅建設に係るものは
10年

※発注者から直接請け負った
元請業者には、以下の図書
について10年の保存を義務
付け

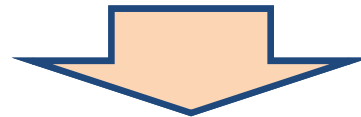
- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

ガイドライン以外の法令遵守事項

- 監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- 一括下請負
- 施工体制台帳、体系図の未整備
- 経営事項審査の虚偽申請

等



各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、**営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります**。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。

4.その他

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要(H23. 8策定、最終改訂R2. 9)

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約（建設業法**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**）
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. **著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）**
4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）

6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）
8. 支払（※**建設業法第24条の3第2項**、第24条の6）
- 9-1. 独占禁止法との関係
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
- 9-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

建設業フォローアップ相談ダイヤル開設（H27. 3～）

- H25年6月に開設した「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合
- 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報や品確法の運用指針に関すること、社会保険未加入対策等についての相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



品確法 運用指針、 新労務単価、社会保険未加入対策等 建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00—12:00 13:30—17:00
(土日・祝祭日・開庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば…＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一時的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。



事業者の皆様、
生の声をお聞かせ下さい！

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただきます。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険未加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html



目次



1章 このハンドブックの使い方

はじめに ①

2章 こんな取引条件に要注意!!

- ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? ②
- ② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか? ③
- ③ 契約工期が通常よりもかなり短い期間になっていませんか? ④
- ④ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか? ⑤
- ⑤ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? ⑥
- ⑥ 支払期日が守られていますか? ⑦
- ⑦ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? ⑧
- ⑧ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? ⑨

3章 適正取引のためのノウハウ

- 取引条件を明確にしましょう ⑩
- 取引内容を書面に残しましょう ⑫
- 支払期日を把握しましょう ⑭

4章 問い合わせ窓口等

- 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 ⑯
- 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 ⑰